

加盟団体規程

第1節 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という。）定款第7条第1項の規定に基づき、加盟団体（地域連盟及び都道府県連盟）に関し必要な事項を定める。

(遵守義務)

第2条 本連盟の加盟団体は、本連盟の定款及び本連盟の定める諸規程ならびに本連盟の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

(統轄)

第3条 本連盟は、定款第8条に挙げる加盟団体の運営に対して、助言と指導勧告を行えるものとする。

第2節 地域連盟

(定義と活動)

第4条 地域連盟は、定款第8条（1）に基づき9地域に分割して結成された9つの連盟であり、次の活動を行う。

- (1) 所管する地域の単位で行う事業の調整
- (2) 当該地域の都道府県連盟における共通問題に関する協議
- (3) その他地域の普及振興を図るために必要な活動

(規約)

第5条 地域連盟は、それぞれの連盟ごとに規約等を定めるものとする。

(届出義務)

第6条 地域連盟は、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、その事業年度に関する次の書類を本連盟に届け出なければならない。

- (1) 財務諸表
- (2) 役員名簿
- (3) 定款・規程

3 節 都道府県連盟

(定 義)

第7条 都道府県連盟は、各都道府県におけるクラブサッカー界を統括し、各都道府県連盟におけるサッカーの普及及び振興を図る。

(規 約)

第8条 都道府県連盟は、それぞれの連盟ごとに規約等を定めるものとする。

(届出義務)

第9条 都道府県連盟は、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、その事業年度に関する次の書類を本連盟に届け出なければならない。

- (1) 財務諸表
- (2) 役員名簿
- (3) 定款・規約

(改 正)

第10条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施 行)

第11条 本規程は、令和8年5月27日から施行する。
